

# 高齢者住宅改造助成事業のご案内



住宅改造助成事業とは、在宅の要介護（要支援）等高齢者がいる世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成することにより、要介護（要支援）高齢者等の在宅での自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担軽減を図ることを目的とするものです。

## ◆「助成対象となる場所」

玄関、廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面所、台所等在宅の要介護（要支援）高齢者等が利用する部分であって、当該要介護（要支援）高齢者等向けに実施する改造に要する経費とします。

※新築、増築及び改築は対象となりません。

## ◆「助成額」

助成対象経費の限度額は、65歳以上で要介護（要支援）認定を受けている方は70万円以内となり、介護保険制度の住宅改修費との併用もできます。

※住宅改造にかかった対象経費のうち市からの助成金の限度は2/3となり、1/3は自己負担となります。また、限度額を超えた分も自己負担となります。

ただし、所得状況によっては対象経費の全額助成を受けられる場合もあります。

## ◆「手続き」

住宅改造助成事業を受けようとする方は、阿蘇市役所高齢者支援課までご相談ください。

（相談及び申し込み受付期間）

5月11日（月）～6月12日（金）

※今年度中に助成希望の方は6月12日までに必ずご相談ください。

## 【問い合わせ先】

高齢者支援課 高齢者福祉係

☎22-3145

- ◆「住宅改造助成事業」を受けられる方（次の4つに該当する方）
- 1、阿蘇市に住所を有する方
- 2、4月1日現在65歳以上の方で、介護保険法の要支援・要介護認定を受けた方及びこれと同等の程度と認められる方又はこれらの方と同居し若しくは、同居しようとする方
- 3、世帯の生計中心者の前年所得税課税年額が、7万円以下の世帯に属する方
- 4、この事業による助成を受けたことがない世帯に属する方

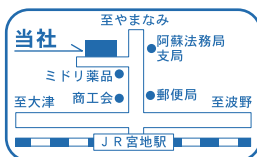


お部屋探しのパートナー



阿蘇不動産賃貸管理室  
有限会社 フォース

=ご来店のご案内=



(社)全国宅建建物取引保証協会会員  
(社)熊本県宅地建物取引業協会会員  
賃貸不動産管理業協会会員  
移住・住みかえ支援機構会員  
熊本県知事免許(6)2807



契約者優先につきお早め!!  
各物件の詳細については、ご来店のうち納得のいくまでお確かめ下さい。

☎(0967)22-4660